

2021 年度 HP 掲載版

高知県高等学校総合文化祭
緊急時対応マニュアル

令和3年9月22日作成



高知県高等学校文化連盟

CONTENTS

高知県高等学校総合文化祭（高文祭） 危機管理基本方針	2
開会式及び専門部行事等運営フローチャート	3
危機管理に関する事前準備と対応	4-10
救護体制フローチャート	11
高知県高等学校総合文化祭（高文祭） における個人情報の取扱いについて	12

別添資料

新型コロナウイルス感染防止用 体温・体調チェックリスト	様式 1-2
救護記録用紙	様式 3
緊急報告用紙	様式 4
高文祭開催基準（2021 年度版）	
新型コロナウイルス感染防止対策（計画）と緊急連絡先一覧	
感染対策のための掲示物	

高知県高等学校総合文化祭危機管理基本方針

1 基本理念

高知県高等学校総合文化祭の参加者及び観覧者（以下「参加者等」という。）が安全で安心して参加できるよう、参加者等の視点に立ち、参加者等に好ましくない影響を及ぼす事態及び参加者等の信頼を損なう事態等を未然に防止するとともに、これらの事態等が発生した場合は、人命の安全を最優先し、迅速かつ的確に対応し、速やかな復旧を図るために、組織的な危機管理に取り組むこととする。

2 対象とする危機

(1) 自然災害

大雨、洪水、暴風、地震、津波、その他の異常な自然現象

(2) 参加者等に好ましくない影響を及ぼすもの

事故、感染症、犯罪、その他好ましくない影響を及ぼす事案

(3) 参加者等の信頼を損なうもの

個人情報の流出、情報提供不備、その他信頼を損なう事案

3 組織

対象とする危機に備え、開会式及び専門部発表会（以下、「開会式等」という。）には、危機管理の責任者を置き、必要な危機管理体制を整える。

4 危機対応

対象とする危機が発生又は発生する恐れがあるときは、危機管理本部会議、または専門部危機管理部会議を開催し、適切な対策・措置を講ずるものとする。

5 その他

その他必要な事項は別に定める。

実 施 本 部

危機管理本部（開会式・統括）

高知県教育委員会、高知県高等学校文化連盟

① 対応について協議・決定

② 決定（承認）内容を関係者へ連絡

専門部危機管理部（各専門部主催行事）

高知県高等学校文化連盟各専門部

① 対応について協議・決定

② 決定（承認）内容を関係者へ連絡

《開会式及び専門部行事等運営フローチャート》

1 運営における緊急事態に関する情報収集

(1) 気象状況 (2) 地震等災害 (3) 感染症の発生など

2 緊急時に備えた事前確認

(1) 緊急管理フローチャート
(2) 救護体制フローチャート

平常対応

緊急時対応

組織・機関

問題なし・開催

緊急事案発生

各専門部において
行事实施の可否判断

中止・順延・中断・再開・代替案採用・その他の判

開催

●役員及び補助員集合時の対応

1. 出欠確認・健康チェック
2. 会場・施設・設備等の安全点検

**緊急事案発生直ちに
安全確保と被害拡大防止**

●行事の対応

確認・分析、高文連報告、報道機関等への情報提供

・警察、消防、病院等の関係
機関と連携
・付添い対応指示

保護者・学校(管理職)連絡

報告【事後報告書】様式4
(1)事故、事案の概要
(2)発生後の処置、対応等を
高文連事務局に提出

報道機関等への情報提供

高知県高等学校文化連盟
実施本部

緊急時連絡先 実施本部

※ 高文連事務局 090-4079-8745
※ 森本会長 090-8972-9568
※ 駄場事務局長 090-9457-3234

※ 各専門部行事は、各専門部危機管理部に
まず連絡する。随時報告を高文連事務局に行
う。

I 危機管理に関する事前準備と対応

1 危機管理組織の役割と事前準備

高文祭準備期間及び開催期間中に、重大な事件・事故、傷病及び災害（以下「災害等」という。）が発生又は発生するおそれがある場合は、参加者等の安全確保を図るため、危機管理本部会議等を開催し、関係機関と連絡・協力のもとに災害等の予防及び応急対策を実施する。

（１）緊急時の対応に備えた事前の準備

①南海トラフ地震発生時の対応の確認

- ・「イベント開催に伴う避難マニュアル」により、1)津波浸水区域内・外を確認、2)想定を踏まえての避難準備をチェック（区域内版・区域外版）

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020101/2017060100197.html>

（高知県観光政策課 HP「イベント開催時における避難マニュアル」）

②会場地の実地調査

1)避難経路等の確認

- ・ 避難場所への誘導者の指定
- ・ 非常口や非常階段の位置・状況確認（現地確認）
- ・ 避難経路の確保（2通り以上を確保）及び避難場所の確認（地図の準備）
- ・ 避難時における避難経路等の周知
- ・ 災害や事故等の発生時のアナウンスの準備
- ・ 会場施設の防火責任者の確認
- ・ その他

2)防災・救護物品（消火器、AED）等の設置場所の確認

3)看板の設置場所（屋外）の確認

4)その他

③緊急連絡網及び緊急時の対応関係連絡先の準備及び確認

2 自然災害に対する予防及び対応

（１）事前の情報収集と対応

- ・ 警報・特別警報が発表された場合又は発表が予測される場合は、危機管理本部会議等を直ちに開催することになるため、テレビ、インターネット等により気象情報（注意報・警報・特別警報）を随時確認する。
- ・ 強風注意報又は暴風警報が発表された場合、屋外に設置している看板等の強風対策又は撤去を行う。

（２）地震発生時の対応

① 地震への備え

地震の発生時の安全確保を開催前の諸注意アナウンスで周知

<地震に関する諸注意（例）かるぽーと会場>

「大会開催中に大きな地震が発生した場合は、頭部を持ち物などで保護するなど、落ち着いて身の安全を図ってください。」

「本会場は海拔約2.4mにあり、南海・東南海トラフ大地震での被害の最大被害想定では、地震発生後約40分から60分後に津波が到来し、1mから2m程度の浸水が予想されています。

本式典の開催まで、開催中、また、終了後においても、万一、地震が発生した際には、揺れが続く間、その場で頭を保護する体勢をとり、まず身の安全を確保してください。

避難が必要な場合はご案内をしますので、係員の指示に従って、避難口から落ち着いて避難してください。避難口は、舞台に向かって左右、そして後方にあります。ご確認ください。

先ほども申しましたとおり、万一、最大想定規模の地震が発生したとしても、津波の到来までには40分以上の時間的な余裕がございますので、ゆっくり移動いただいても全く心配がありませんので、落ち着いてのご対応をお願いします。」（かるぽーと・大ホールのアナウンス例）

② 開催時

「震度4以上の地震発生時の対応」

ア 地震の発生時は、「慌てず、まず身の安全を確保」とするとともに周囲に呼びかけを行う。⇒「机の下などへの避難」や「頭部の保護」など

イ 揺れが収まった後、強い揺れだった場合は、実施本部は大会の一時中断を指示する。また、被害の状況に応じて、参加者等の避難を指示する。

ウ 地震発生後のアナウンス（例）

○ 待機（一時中断）

「ただいま地震が発生しましたので、大会を一時中断いたします。現在、係員が調査中ですので、次のお知らせまで、しばらくの間、そのままお待ちください。」

○ 避難（中断）

「皆様にお知らせします。さきほど発生しました地震は、震源地は〇〇〇、震源の深さは約〇km、地震の規模（マグニチュード）は〇.〇と推定されます。〇〇市の震度は〇、皆様の安全のため、大会を中止（中断）し、ただ今より一時避難していただきます。係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始してください。」

エ 被害状況の確認

- ・ 実施本部は、施設管理者と連携し、施設の被害状況や負傷者の有無について確認を行う。また、テレビ、ラジオ、インターネット等により地震情報を確認し、併せて関係者に伝達する。
- ・ 施設が破損した場合 → 危険箇所への立ち入りを禁止する。
- ・ 負傷者が発生した場合 → 救護所等安全な場所でけが人の手当てをする。
必要に応じて救急車の要請を行う。

オ 会長又は専門部会長は、危機管理本部会議等を開催し、当日の大会開催の中止又は終了時刻の繰り上げ等開催計画の変更、参加者等の避難、帰宅方法等について、必要に応じて関係機関（施設管理者、消防署等）を含めた対応を検討する。

※ 避難や開催計画の変更の必要がなくても、震度4以上の場合は、危機管理本

部会議等を開催する。

カ 実施本部は、決定内容を速やかに運営要員、参加者、観覧者、関係者、及び関係機関等へ周知する。(場内アナウンス、受付・入口等への掲示)

キ 決定内容の参加者等への周知アナウンス (例)

○ 再開 (一時中断)

「皆様にお知らせします。さきほど発生しました地震は、震度〇、震源地は〇〇〇、マグニチュード〇.〇と推定されます。

幸い、負傷者及び被害がございませんので、ご安心ください。これより**を再開します。」

○ 避難 (中断又は中止)

「皆様にお知らせします。さきほど発生しました地震は、震源地は〇〇〇、震源の深さは約〇km、地震の規模(マグニチュード)は〇.〇と推定されます。〇〇市の震度は〇、皆様の安全のため、**を中止(中断)し、ただ今より一時避難していただきます。係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始してください。」

ク 避難する場合は、本部は、施設管理者と連携し、余震に十分注意しながら指定避難場所等の安全な場所への参加者等の避難誘導を指示します。

③ 高文祭開催前 (夜間等)

【職員】「震度4以上の地震発生時の対応」

ア 会長又は専門部会長は、被害状況等を基に危機管理本部会議等を開催し、開始時間の変更や中止等について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議し、その結果を関係機関へ報告する。

※ 震度4以上の場合は、避難や開催計画の変更の必要性の有無にかかわらず危機管理本部会議等を開催する。なお、夜間等のため会議に参集する状況にないときは、電話等の方法により会議を行うことができる。

イ 被害状況の確認

- ・ 実施本部は、専門部教員や施設職員と協力して施設内を巡回して被害状況の確認を行う。

ウ 被害が発生した場合

- ・ 施設破損した場合 → 危険箇所への立ち入りを禁止する。

エ 実施本部は、決定内容を速やかに運営要員、参加者、関係者及び関係機関等へ周知する。

(3) 荒天時 (大雨、洪水、暴風警報、雷注意報等)の対応

- ・ 大雨、洪水、暴風警報が発表された場合又は発表が予測される場合
- ・ 台風が高知県を通過する恐れがある場合
- ・ 雷注意報が発表された場合

① 開催時

ア 会長又は専門部会長は、危機管理本部会議等を開催し、当日の大会開催の中止又は終了時刻の繰り上げ等開催計画の変更、参加者等の避難、帰宅方法等について、必要に応じ関係機関 (施設管理者、消防署等) を含めて検討する。

イ 実施本部は、決定内容を速やかに運営要員、参加者、観覧者、関係者及び関係機関等へ周知する。(場内アナウンス、受付・入口等への掲示)

ウ 被害状況の確認

- ・ 実施本部は、施設管理者と連携し、施設の被害状況や負傷者の有無について確認を行う。
- ・ 施設が破損した場合 → 危険箇所への立ち入りを禁止する。
- ・ 負傷者が発生した場合 → 救護所等安全な場所だけが人の手当てをする。
必要に応じて救急車の要請を行う。

エ 避難する場合、実施本部は、施設管理者と連携し、安全な場所への参加者等の避難誘導を指示する。

② 開催前

ア 設定した判断時刻において、危機管理本部会議等を開催し、当日の大会開催の中止又は開始時刻の繰り下げ等開催計画の変更について、必要に応じ関係機関（施設管理者、消防署等）を含めて検討する。

イ 実施本部は、決定内容（開催計画の変更内容）を速やかに運営要員、参加者、観覧者、関係者及び関係機関等へ周知する。

【警報が解除された場合】

ウ 実施本部は、危機管理本部会議等を開催し、開始時刻変更等を検討する。

エ 実施本部は、決定内容（開始時刻の変更等）を速やかに運営要員、参加者、観覧者、関係機関等へ周知する。（場内アナウンス、受付・入口等への掲示）

【警報が解除されない又は中止を判断した場合】

オ 警報が解除されていない場合又は中止の判断をした場合は、それ以降に解除されたとしても、原則として中止とする。

3 不審者・不審物等への対応

(1) 不審者への対応

ア 不審者を発見した場合は、複数で対応し、速やかに本部に連絡する。運営要員は安全第一に行動し、無理をして近づきすぎないようにする。また、必要に応じ周囲に知らせ、危険を回避させる。

イ 現場の責任者は、不審者を確認・監視し、その状況を実施本部に報告する。また、実施本部は、必要に応じ、警察へ通報する。

ウ 現場の責任者は、警察官の到着後、警察の指示に従い参加者等の安全の確保を図る。

エ 会長は、不審者の行動状況によって、大会の一時中断を指示する。

(2) 不審物等への対応

＜ケース1＞本部等に爆破予告等のメールや電話が入った場合

＜ケース2＞会場内で不審物等が見つかった場合

ア 爆破予告等のメールや電話を受信した場合は、直ちに警察に通報するとともに、電話の場合は、無理のない範囲で場所、爆破予告の時刻、爆破物の種類、仕掛けの理由等の質問を行い、その内容をメモする。（録音機を設置している場合は直ちに録音する。）

イ 不審物を発見した場合は「触れず・動かさず・近づかず」を守り、直ちに警察に通報し、その処理を警察官等に委ねる。

ウ 実施本部は、警察官の指示に従い、参加者等の安全の確保を図る。

エ アナウンスについて（例）

○ 避難（中断又は中止）

「皆様にお知らせします。ただいま場内に不審物が持ち込まれている恐れがあることが判明いたしました（ただいま場内に不審物が発見されました）。

万が一に備え、皆様の安全のために、大会を中断し、ただいまより一時避難していただきます。

係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始してください。」

オ 以下の物品等が発見された場合も、同様に警察に通報する。

- ・ 法令等により所持が禁止されている銃砲、刀剣類
- ・ 可燃性燃料、化学薬品など危険と思われる物品
- ・ 人に危害を加えるおそれのある動物

(3) 入場者、その他一般県民等とのトラブル

入場者やその他一般県民等とのトラブルが発生した場合は、現場の様子を確認のうえ、大会本部へ報告するとともに、必要に応じて、警察署に通報する。

4 傷病等の予防及び対応

(1) 救護体制について

別表「救護体制フローチャート」（11 ページ）に従って、傷病者等の対応にあたること。

(2) 新型コロナウイルス感染症について

① 関係者(出場生徒・引率教員・運営協力員・業者)及び観覧者への対応策について

ア 入場時における対応策

a 公演関係者（出場生徒・引率教員・運営協力員・業者）

- (a) 自宅等で大会の2週間前（リハーサルや準備で会場入りする前日から起算する）から検温を行い、記録に残す。大会の参加（リハーサルや準備で会場入りする日の当日）までに、~~【様式1】~~【様式2】を高文連事務局に提出をすること（【様式2】については部門の出場生徒の分のみ）。また、提出後から、大会当日まで期間があく場合は、様式をあらたに提出すること。

なお、以下に該当する場合は参加を認めない。

- i 平熱を超える発熱がある場合
- ii 倦怠感、咽頭痛、咳などの症状が一つでもある場合
- iii 明らかにいつもと違う体調不良がある場合
- iv 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機を指示されている場合
- v 感染拡大している地域にて、同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合
- vi 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等

- (b) 大会等当日については、各自が自宅において検温を行い、発熱（37.5℃以上）がある場合には自宅待機とする。咳・呼吸困難・咽頭痛等の症状がある場合も自宅待機とする。

- (c) 入場時には、受付において検温を行うこと。（最初に到着したスタッフは、必ず第三者の確認を受けること。）

- (d) 入場時の手指消毒の徹底
- (e) 館内では全員がマスクを着用すること。
- (f) 観覧者と受付を別にすること。
- (g) 社会的距離として、できるだけ 2m（最低 1m）を確保すること。

b 展示会場一般観覧者

- (a) 入場時には、受付において検温等を行い、以下に該当する場合は入場しないよう要請すること。
 - i 平熱を超える発熱がある場合
 - ii 倦怠感、咽頭痛、咳などの症状が一つでもある場合
 - iii 明らかにいつもと違う体調不良がある場合
 - iv 過去 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機を指示されている場合
 - v 感染拡大している地域にて、同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合
 - vi 過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等
- (b) 入場時の手指消毒の徹底。
- (c) 館内では全員がマスクを着用すること。
- (d) 受付にて氏名と連絡先を記入し、感染防止対策に協力する。
- (e) 順路に従って、社会的距離として、できるだけ 2m（最低 1m）を確保すること。

と。

② 施設内の対応について

ア ステージ上及び展示室

- a 原則、社会的距離として、できるだけ 2m（最低 1m）を確保すること。
- b 手が触れやすい場所の消毒及び換気等を行うこと。

イ 客席

- a 感染予防に対応した座席配置（前後左右を空けた配置）を行うこと。
- b ドアノブや手すり、座席の肘掛けなど不特定多数が触れやすい場所の消毒を観客入れ替え時に行うとともに、休憩時間の換気についても十分な対策をとること。
- c 対面での会話を回避するようアナウンスを行うこと。

ウ 休憩・待機スペース

- a 参加者間の社会的距離として、できるだけ 2m（最低 1m）を確保すること。
なお、隣り合わせに座ることが無いように措置を講ずること。
- b ドアノブや手すり等、不特定多数が触れやすい場所の消毒を観客入れ替え終了後に行うとともに、換気についても十分な対策をとること。
- c 対面での会話を回避するよう表示を行うこと。
- d 手指消毒用の消毒液を設置すること。

エ 洗面所

- a 不特定多数が接触する場所（ドア、便器のレバー、蛇口等）は、観客入れ替え終了後に清掃・消毒を行うこと。
- b トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- c 個人のハンカチ等を使うように周知すること。ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しないようにすること。
- d 手指消毒用の消毒液を設置すること。

オ バックステージ及び搬出入口、エレベーターなどの通用口

- a 不特定多数が接触する場所は、定期的に清掃・消毒を行うこと。
- b 機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定者の共有を制限すること。
- c 手指消毒用の消毒液を設置すること。
- d 社会的距離として、できるだけ2m（最低1m）を確保すること。

カ 控え室

- a 不特定多数が接触する場所は、退室時に使用した者が清掃・消毒を行うこと。
- b 手指消毒用の消毒液を設置すること。
- c 社会的距離として、できるだけ2m（最低1m）を確保すること。

③ 公演関係者又は観覧者に症状が疑われる場合の対応について

息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）の症状がある場合や、発熱や咳などがある場合は、速やかに別室へ案内し隔離すること。

④ 大会期間中に県内新規感染者が発生した場合

ア 会長又は専門部会長は、危機管理本部会議等を開催し、当日の大会開催の中止又は開始時刻の繰り下げ等開催計画の変更について、必要に応じ関係機関（施設管理者、高知県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局等）を含め対応を検討する。

イ 実施本部は、決定内容を速やかに関係機関等へ周知する。

※政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、業種別ガイドラインである公益社団法人全国公立文化施設協会が作成した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」及び「高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安」（高知県）に基づき判断する。

⑤ 大会終了後に大会参加者の感染が発生した場合

保健所の指示に従う。受付時等に可能な範囲で観覧者等の氏名及び緊急連絡先を把握すること。

⑥ 参加者名簿の保管

参加者名簿及び連絡先を把握し、開催後1ヶ月間は実施本部にて保管すること。

5 中止や変更に関するお知らせ

(1) 大会に関わる緊急のお知らせについて

ア 高知県高等学校文化連盟ホームページにて周知する。

イ 新型コロナウイルスの影響による開催基準に基づき、中止や変更を決定する。
（高文祭開催基準 2021 年度版 参照）

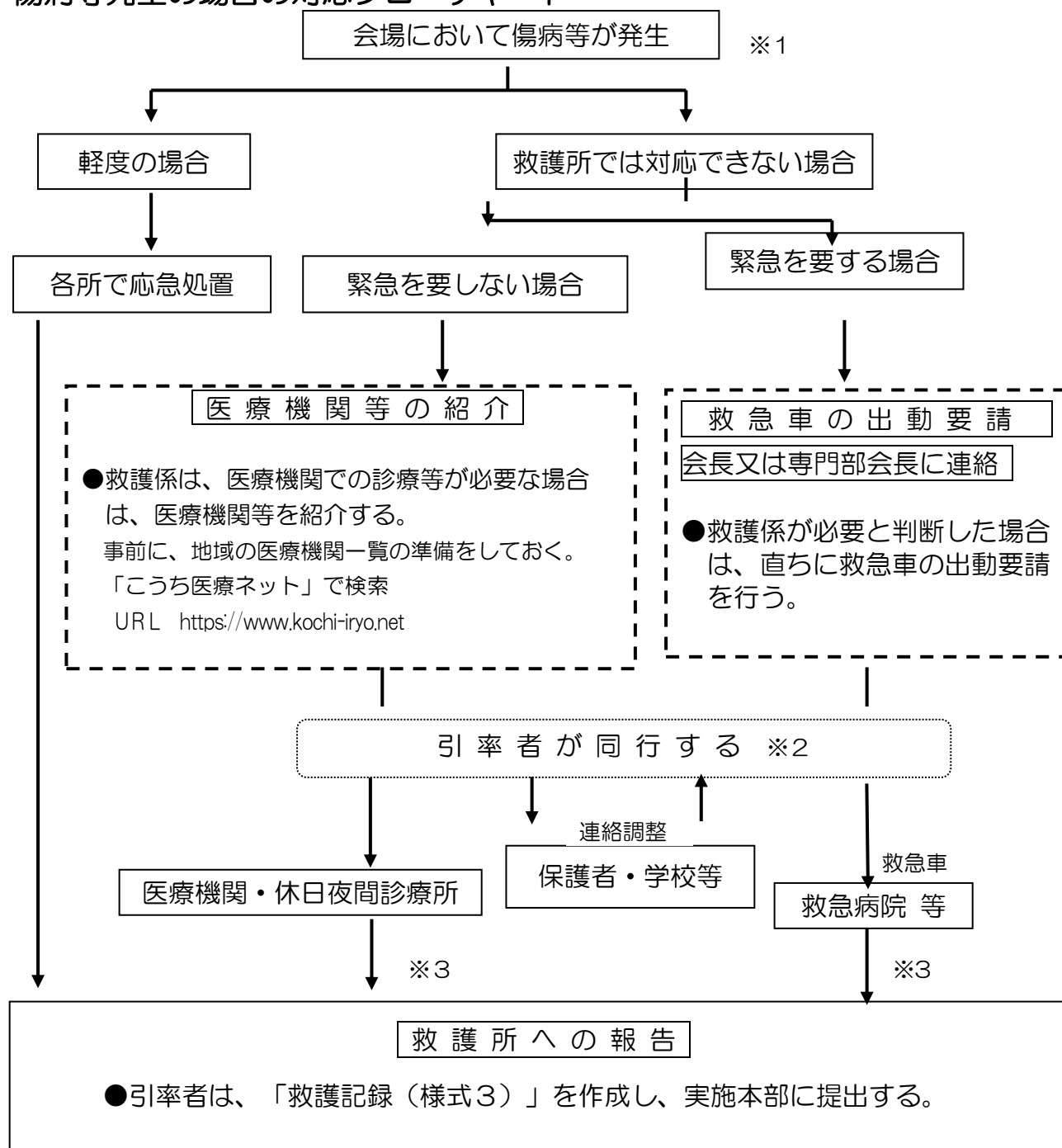
ウ アドレス <http://www.kochinet.ed.jp/kochi-kobun>

QR コード



救 護 体 制 （会 場）

傷病等発生の場合の対応フローチャート



高知県高等学校文化連盟事務局

TEL：090-4079-8745(事務局直通)

FAX：088-823-6387(小津高校)

※1 特に緊急を要する場合は、発見者等が直接救急車の出動を要請する。

※2 会場（救護所）からの救急搬送、医療機関・休日夜間診療所への移送は、引率者が必ず同行する。

※3 医療機関における医療費は受診者が負担する。受診者が健康保険証を携行していない場合は、原則として全額負担となる。

高知県高等学校総合文化祭における個人情報の取扱いについて

高知県高等学校総合文化祭（以後「高文祭」という。）における個人情報（肖像権に関わるものを含む。）について、高知県高等学校文化連盟（以後「高文連」という。）は次のとおり取扱うものとする。

1 個人情報の内容

- (1) 運営に携わる生徒の氏名、学校名、学年、性別、生年月日
- (2) 参加者（展示発表作品制作者を含む。）の氏名、学校名、学年、性別及び競技・審査結果
- (3) 参加者及び展示発表作品の写真・映像等

2 個人情報の取得方法

- (1) 参加申込書
- (2) 競技・審査結果報告
- (3) 専門部が許可した業者等による記録写真及び記録映像
- (4) その他開催に必要な調査等

3 個人情報の利用目的

- (1) プログラム、部門作品集等への掲載
- (2) 実施要領、運営要領等の運営に関する資料への掲載
- (3) 展示キャプション等への掲載
- (4) 会場内アナウンス等
- (5) 高文連ホームページ、公式SNSへの公開及び記録集、記録DVD等記録関係資料への掲載
- (6) 報道機関等への提供（広報）

4 個人情報の利用制限

取得した個人情報は、原則として前項の利用目的以外での使用及び第三者への提供を行わない。ただし、個人情報の保護に関する法律第23条第1項各号（※）に定める場合を除く。

5 個人情報の適正管理

- (1) 個人情報は厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じる。
- (2) 管理する必要がなくなった個人情報は速やかに破棄する。

6 取扱いの周知方法

- (1) 運営に携わる生徒及び参加者への文書配付
- (2) 開催関係文書（実施要領等）への記載
- (3) 高文連ホームページへの掲載

7 その他

- (1) 緊急の場合、医療機関等との間で個人情報を提供又は収集することがある。
- (2) 演奏、演技、展示、競技等の様子について、専門部が許可した業者が撮影することがある。
- (3) 高文祭運営の必要に応じて、本人の承諾を得て、第三者に個人情報を提供する場合がある。

※【参考】個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（第三者提供の制限）

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～5（略）